

令和4年9月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 鈴木哲雄
令和3年(ネ)第1998号損害賠償請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成31年(ワ)第2928号)

口頭弁論終結日 令和4年6月28日

5

判 決

東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目16番12号

旧商号豊商事株式会社

控訴人兼被控訴人

豊トラスティ証券株式会社

(以下「一審被告」という。)

10

同代表者代表取締役

安 成 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

土 橋 正

[REDACTED]
被控訴人兼控訴人

[REDACTED]
(以下「一審原告[REDACTED]」といふ。)

15

[REDACTED]
被控訴人兼控訴人

[REDACTED]
(以下「一審原告会社」といふ。)

20

同代表者代表取締役

荒 井 朗
太 田 志
同 同 賢
同 同 章
同 同 一
同 同 郎
同 同 浩
同 同 樹

上記一審原告兩名訴訟代理人弁護士

五 反 裕
津 田 一
見 次 浩
竹 村 直

25

主 文

1 一審原告ら及び一審被告の各控訴をいずれも棄却する。

東京高等裁判所

2 一審原告らの控訴費用は一審原告らの、一審被告の控訴費用は一審被告の各負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

5 1 一審被告

- (1) 原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) (1)の部分につき、一審原告 [] 及び一審原告会社（以下、両者を併せて「一審原告ら」という。）の請求をいずれも棄却する。

10 2 一審原告ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審原告 [] 対し、569万1801円及びこれに対する平成30年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 一審被告は、一審原告会社に対し、3131万4213円及びこれに対する平成30年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要（以下、略語は、特に定めない限り、原判決の表記に従う。）

- 1 本件は、商品先物取引業及び金融商品取引業を営む一審被告に取引口座を開設し、外国為替証拠金取引を行っていた一審原告 [] 並びに外国為替証拠金取引及び商品先物取引を行っていた一審原告会社が、上記各取引（以下「本件各取引」ということがある。）について、一審被告の従業員が一審原告らに対し、
①適合性原則違反の勧誘、②新規委託者保護義務違反の勧誘、③説明義務違反による勧誘、④一任売買及び⑤過当頻繁売買・無意味な特定売買という一体的な不法行為を行い、原告らに原判決別紙（以下「別紙」という。）2（建玉分析表）記載の取引を行わせたと主張して、一審被告に対し、民法709条又は
20 715条1項に基づき、(1)一審原告 [] においては外国為替証拠金取引により被った損金518万1801円及び弁護士費用相当額51万円の合計569万

1801円並びにこれに対する最終取引日である平成30年9月10日から支
5 払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分
の割合による遅延損害金の支払を、(2)一審原告会社においては外国為替証拠金
10 取引により被った損金1787万6313円、商品先物取引により被った損金
13 1059万7900円及び弁護士費用相当額284万円の合計3131万42
13円並びにこれに対する前同日から支払済みまで同割合による遅延損害金の
15 支払をそれぞれ求める事案である。

原審は、一審原告らの各請求についてそれぞれ過失相殺をした上、一審原告
20 ■■■の請求については227万2720円（損金の4割に相当する207万2
720円及び弁護士費用相当額20万円の合計額）及びこれに対する前同日か
ら支払済みまで同割合による遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告会社
の請求については1601万9055円（外国為替証拠金取引による損金の4
25 割に相当する715万0525円、商品先物取引による損金1059万790
0円の7割に相当する741万8530円及び弁護士費用相当額145万円の
合計額）及びこれに対する前同日から支払済みまで同割合による遅延損害金の
支払を求める限度でそれぞれ認容した。これに対し、一審被告及び一審原告ら
が、それぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

2 前提事実

次のとおり補正するほか、原判決の「第2 事案の概要」の2記載のとおり
20 であるから、これを引用する。

- (1) 6頁1行目末尾に「同取引については、専ら ■■■ が同社を代表して一審被
告従業員らと連絡したり、発注したりするなどした。」を加える。
- (2) 6頁25行目の「2.8ないし30、」を削る。
- (3) 7頁1行目末尾に「同取引については、専ら ■■■ が同社を代表して一審被
告従業員らと連絡したり、発注したりするなどした。」を加える。
- (4) 7頁1.0行目末尾に改行の上、次を加える。

「本件各取引に係る入出金履歴は、■口座につき本判決別紙1、会社F
X口座につき本判決別紙2、会社先物口座につき本判決別紙3のとおりで
ある。」

3 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

5 9頁17行目の「商法552条2項、」の次に「民法」を、10頁15行目の「保護」の次に「義務」をそれぞれ加え、17頁7行目の「決裁」を「決済」に改め、次のとおり当審における一審被告及び一審原告らの各主張を付加するほか、原判決の「第2 事案の概要」の3及び4記載のとおりであるから、これ引用する。

10 (1) 当審における一審被告の主張の要旨

ア 一審原告■の外国為替証拠金取引について

(ア) 金融商品取引法は、金融商品取引業者の説明義務を定めていないにもかかわらず、特段の検討もなく説明義務の存在を認めた原判決には誤りがある。

15 (イ) 一審原告■は、一審被告従業員らから最初の面談で2時間程度の説明を対面で受けており、十分説明を受けたものといえる。また、一審原告■は、パソコンから一審被告のYutaka24の申込み画面に顧客情報を入力する際、Yutaka24取引の危険性や取引の内容を理解した旨を回答しているのであるから、後になって説明が理解できなかつたなどと主張するのは禁反言により許されない。また、一審原告■は、平成25年3月19日に最初の取引として買玉10枚の注文をする一方、値動きに応じて売玉10枚を注文する予約をしているが、これは積極的に両建てをしたのではなく、買いを建てたものの価格が下落したときの保険に指値で売りを建てたのであって、むしろ一審原告■が取引を十分に理解していたことが明らかである。一審原告会社を経営していた一審原告■が、手数料の額を知らなかつたなどということはある

り得ないし、一審被告従業員が読み上げるなどした重要事項説明書（乙5）には手数料の金額が明記されていること、一審原告 [] が手数料合計額等の表示されている一審被告のウェブサイトに極めて頻繁にアクセスしていたこと等に照らしても、一審原告 [] が手数料額を十分認識して取引していたのは明らかである。手数料についても説明義務違反はない。

5

10

15

20

25

(ウ) 原判決は、一審原告 [] が取引を再開した平成26年12月から取引銘柄を米ドル／円以外に拡大しているが、取引が更に複雑化するにもかかわらず、その点についての説明がされたとは認められない旨説示するが、取引経過に照らしても取引銘柄の拡大が一審原告 [] の損失をもたらしたのではない。

(エ) 以上のとおり、一審被告従業員らに一審原告 [] の外国為替証拠金取引に係る説明義務違反はなく、同取引による損失は、説明義務違反によるものではない。

イ 一審原告会社の外国為替証拠金取引について

一審原告会社の外国為替証拠金取引は、 [] からの申出によるものであって、一審被告従業員らの勧誘によるものではないし、平成27年1月30日には、 [] は [] とおおむね3時間にわたって面談し、「取引所為替証拠金取引説明書」等を交付して説明している。そもそも、 [] は、それまでに、約2年5か月にわたって自ら外国為替証拠金取引をしてきたのであるから、外国為替証拠金取引のリスク等を理解していないはずがない。また、一審原告会社は、多数の銘柄を頻回に取引していたのでもない。

よって、一審原告会社の外国為替証拠金取引について、一審被告従業員らの説明義務違反はない。

ウ 一審原告会社の商品先物取引について

[] は、 []との間で、平成28年9月30日に2時間面談しており、

その際に証拠金以上の損失を被る可能性について [] が理解していること
も確認している。その 3 年以上前から外国為替証拠金取引をしていた []
にとては、2 時間の説明は十分なものであったといえる。また、一審原
告会社が同年 10 月 17 日に約諾書等を郵送し、同月 20 日に [] を通じ
て初回取引を行ったという時間経過に照らしても、[] が一審原告会社に
商品先物取引契約の締結等をむりやり求めたものでないことは明らかである。
[] が、外国為替証拠金取引での損失を挽回するために商品先物取引
に及んだのだとしても、そのことは何ら一審被告従業員らの説明義務違反
を裏付けるものではない。

なお、[] が一審原告会社の商品先物取引について作成した各申出書(乙
37、47)の記載内容が、一審被告従業員が [] に対し口頭で述べたもの
であったとしても、[] が上記各申出書の内容を認識していたことに変
わりはなく、一審被告ら従業員の説明義務違反を裏付けるものではない。

エ 過失相殺について

外国為替証拠金取引について、一審原告 [] の取引期間が約 5 年 6 か月
(実質的にも約 4 年 7 か月) に及ぶこと、一審原告会社の取引期間が約 3
年間に及び、代表者である [] がそれ以前に 2 年半近く個人として外国為
替証拠金取引を行っていたこと等に照らせば、過失相殺に当たっては、一
審原告 [] の取引と一審原告会社の取引は分けた上で、取引期間及び取引
経験を考慮して検討すべきである。

商品先物取引について、取引の基本的な仕組みやリスクの理解は外国為
替証拠金取引と異ならないし、取引状況も、[] は LINE で一審被告従
業員と連絡を取り合っており、いつでも知ることができたのであるから、
この点で外国為替証拠金取引と商品先物取引との間に差異はない。しかも、
一審原告会社は、[] が外国為替証拠金取引を 2 年半以上にわたって行つ
てから商品先物取引を行ったものであるから、上記経緯は商品先物取引に

係る過失割合に大幅に反映されるべきである。

(2) 当審における一審原告らの主張の要旨

ア 本件各取引の違法性

一審被告従業員らが、一審原告らに対して両建てや過当売買によって生じる手数料負担のリスクについて説明義務を履行しなかったのは、一審被告が顧客に対しこれらのリスクについて不正確な理解をさせることによって手数料を稼ぐことを目論んでいたためであるから、故意による違法行為というべきである。一審原告らは、①適合性原則違反、②新規委託者保護義務違反、③説明義務違反、④一任売買及び⑤過当頻繁売買・無意味な特定売買といった違法要素を主張し、一審被告ないし一審被告従業員らの本件取引に係る違法性を主張したが、原審は、③の説明義務違反のみを検討したにすぎず、その余の違法要素は説明義務違反の判断過程における考慮要素にとどめ、上記のような一審被告従業員らによる違法行為の主觀的要素について判断しなかった。そのことが高率の過失相殺がされた原因となつており、少なくとも上記⑤を判断して一審被告（従業員ら）による上記違法行為が故意にされたものであることを明らかにすべきである。

イ 過失相殺について

(ア) 原判決は、一審原告らが一審被告従業員らに対し更なる説明を求めることもできたというが、一審被告従業員らに対して説明を求めたところで実質的な説明義務が尽くされるはずがないのはアで主張したところから明らかであり、また、一審原告 [] はある程度の期間外国為替証拠金取引を行っていたものの、誤った説明を受けて両建て等のリスクを理解しないまま同取引を継続したにすぎないのであるから、いずれも過失相殺をする理由にはならない。また、原判決は、一審原告らが手数料に意を払わなかつた点を軽率であったとするが、約定金額が多額になる証拠金取引において個別取引の手数料額に意を払うことは事実上困難である

し、故意に手数料稼ぎを目的として両建てを多用するなどしてきた一審被告との関係において、過失相殺をすることによって一審被告が不法行為によって得た利得を保持させることは、公平の見地からも許されべきではない。一審原告らが一定期間取引を継続したこと、一審被告従業員らの勧めに従っただけであるから、一審原告らの落ち度とはいえない。

(イ) なお、原判決は、外国為替証拠金取引は商品先物取引に比べて取引の仕組みやリスクの理解、取引状況についての把握が比較的容易であったとして、外国為替証拠金取引に係る損失についてより高率の過失相殺をしているところ、このような損失は、一審被告が両建てを維持しながら頻繁売買をすることによって証拠金を手数料に転化したために生じたものであって、一審原告らが外国為替証拠金取引に係る上記の理解等を欠いていたために生じたものではないから、原判決の上記判断は誤りである。

(ウ) 以上のとおり、原判決は、一審被告従業員らが故意に違法行為を行っているという重要な点に関する判断を行っておらず、そのために過失相殺についても誤った結論を導いたものであり、本件において過失相殺をすべき理由はない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、一審原告らの請求は、いずれも原判決が認容した限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審における一審被告及び一審原告らの各主張に対する判断を付加するほか、原判決の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 19頁25行目の「平成[]年に」を「数年間個人事業主をした後、平成[]年に同事業を法人成りさせて」に、20頁4行目の「原告会社とし

ても」を「一審原告会社の平成26年12月31日時点における純資産は約991万円、現金及び預金は約2323万円、平成27年12月31日時点における純資産は約1462万円、現金及び預金は約2138万円であり、平成26年1月1日から同年12月31日までの売上高及び平成27年1月1日から同年12月31日までの売上高はいずれも約1億円程度であったが」にそれぞれ改め、6行目の「甲」の次に「7、8、」を加える。

イ 20頁26行目の「自らの情報」の次に「(Yutaka24当初取引予定金額500万円以下、税込年収1000万円以上、預貯金等金融資産1000万円以上等)」を加える。

ウ 21頁17行目の「19日に」及び18行目の「応じて」の次にそれぞれ「米ドル／円の」を加える。

エ 22頁8行目から9行目にかけての「原告■」を「■」に、11行目の「交付し」から12行目末尾までを「■」に交付し、同人は、「為替証拠金取引口座設定約諾書」(乙2)に一審原告会社名義で署名押印した。また、■は、「Yutaka24口座開設申込書兼お客様カード兼確認書」(乙3)に、一審原告会社の資本金を100万円、年商1億円、Yutaka24当初取引予定金額を500万以下と回答した。」に、13行目の「原告■」を「■」にそれぞれ改め、16行目の「甲9」の次に「、27」を加える。

オ 22頁22行目の「行われ、」の次に「取引」を加える。

カ 22頁26行目の「証拠金」の次に「200万円」を加える。

キ 23頁7行目の「行った」の次に「ほか、一審原告■についても、上記取引に係る口座開設手続を行った。その際、一審原告■は、ゆたかCFD当初取引予定金額を、一審原告会社及び一審原告■のいずれについても500万円以下と申告した」を加える。

ク 23頁7行目の「その際」から12行目末尾までを「その際、■及び■は、一審原告らの外国為替証拠金取引での損失が大きくなっていることから、その損失を取り戻すためとして分散投資を勧め、取り分け、これからインドで婚礼の時期が始まり金の需要が増え値段も上がる等として、金についての商品先物取引を勧めた。もっとも、一審被告会社の内規で、金融商品取引と商品先物取引の同日の勧誘が禁止されていたことから、商品先物取引については同月30日に改めて■と面談し、一審原告会社の口座を開設する運びとなった。

5

10

15

20

25

(甲27、乙48の18・20、乙50の2、証人■、証人■、一審原告■本人、弁論の全趣旨)」に改める。

ケ 23頁13行目の「再び」の次に「約2時間」を加え、20行目の「付する」を「付し、年商を1億円、投資可能金額を5000万円と記載する」に改め、24頁12行目の「■は」の次に「、同年10月7日」を加え、同行目の「原告会社」から13行目末尾までを「一審原告会社のような商品先物取引経験のない新規委託者については、初回建玉日から3か月間は当初投資予定資金が投資可能金額の3分の1以内とされたり、両建が原則として禁止されたりするなどの新規委託者保護のための措置がとられる」となどを含め、商品先物取引に係る理解を確認するなどしたところ、■は、いざれも理解している旨を回答した。」に改め、14行目の「44」の次に「、51の1」を加える。

コ 24頁15行目の「8日」を「7日」に改め、16行目の「■は」の次に「、同月8日」を加える。

サ 25頁2行目から3行目にかけての「20日」の次に「、同口座に証拠金200万円を送金して」を、3行目の「甲27」の次に「、弁論の全趣旨」をそれぞれ加える。

シ 25頁16行目の「。」を削る。

ス 25頁18行目冒頭から33頁4行目末尾までを次のとおり改める。

「(1) 一審原告 [] の外国為替証拠金取引

ア 適合性原則違反

一審原告らは、金融商品取引に関与する者は、その商品に見合つた財産、知識、情報収集能力、これらを的確に分析して自己の行動を判断する能力等を要し、顧客がこれらを十分備えていなかつたり、顧客の目的とは異なる金融商品を勧誘することになったりする場合は勧誘自体を行うべきでない旨を主張するが、一審原告 [] は、前記前提事実(1)ア、イ及び認定事実(1)によれば、昭和 [] 年生まれであつて、本件各取引当時、特に若年であつたり高齢であつたりした訳ではなく、四年制大学を卒業し、一審原告会社を経営するなどしていた(平成25年当時は600万円程度の課税所得を得ていた。)のであるから、一審原告らの主張によつても、外国為替証拠金取引を行う適格性を欠いていたとはいひ難い。

イ 新規委託者保護義務違反

一審原告 [] に係る外国為替証拠金取引について、信義則上、一審被告に新規委託者保護義務を観念することができるとしても、一審原告らの主張によつても、一審被告従業員らのいかなる行為が上記義務に違反するというのかが必ずしも明らかではない。したがつて、他の違法要素の主張と重複する主張(両建ての多用、頻繁売買等)については該当箇所で検討することとするが、上記取引について新規委託者保護義務違反そのものを認めるのは困難である。

ウ 一任売買

一審原告 [] に係る外国為替証拠金取引は、注文者が自らインターネットを通じて注文するものであること(乙5参照)に加え、別紙3のとおり、一審原告 [] は [] が退職して一審被告から積極

的に取引の勧誘を受けなかった時期（認定事実(5)）にも自ら取引を行うなどしていることに照らしても、一審被告従業員に外国為替証拠金取引を一任していなかったのはもちろん、実質的にもこれを一任していたとは認められない。

5 エ 説明義務違反又は過当頻繁売買及び無意味な特定売買

(ア) まず、一審原告 [] の外国為替証拠金取引開始時における一審被告従業員らの説明義務違反の有無について検討するに、金融商品取引法に金融商品取引業者の説明義務が明記されていないとしても、当該業者が信義則上契約の他方当事者に対し、取引の仕組みやリスク等の説明義務を負うことはあるものと解される。もつとも、一審原告 [] が外国為替証拠金取引を始めるに当たり、一審被告従業員らが、一審原告 [] と2時間程度面談し、「取引所為替証拠金取引説明書」等の関係書類を交付するとともに、「重要事項説明書」を読み上げるなどして説明を行ったこと、その後、一審被告のコンプライアンス部の [] が、一審原告 [] に電話し、一審被告従業員らの説明が十分であったかどうか等を確認する手続を実施したこと、一審原告 [] が外国為替証拠金取引を開始したのは上記 [] の確認から更に8日後のことであったこと（認定事実(2)ないし(4)）、一審原告 [] は四年制大学を卒業し、一審原告会社を経営していたこと（前記ア）からすれば、一審被告従業員らにおいて上記の点に関する必要な説明を一通り行ったものと推認することができる。また、一審原告 [] が外国為替証拠金取引を開始したのは一審被告従業員らの勧誘によるものであるものの、上記勧誘態様が殊更執拗であったなどの事情は認められず、一審原告 [] においても一定の関心を有していたとうかがえることとも考慮すれば、一審原告 [] がそれまで証拠金取引の経験を

5 有していなかったこと、[]による上記確認が形式的であり、一
審原告 [] が外国為替証拠金取引の仕組みやリスク等について十
分に理解しているかを確認するようなものではなかったとうかが
えること（乙8参照）を踏まえても、一審被告従業員らによる上
記説明が説明義務違反を構成するほどに不適切又は不十分なもの
であつたとはいい難い。他に上記取引開始時における一審被告従
業員らの説明義務違反を裏付けるような事情を認めるに足りる的
確な証拠はない。

10 (イ) 次に、取引開始後の取引の場面等における一審被告従業員らの
説明義務違反等について検討する（なお、金融商品取引法41条
1項が、金融商品取引業者等が顧客のために忠実に投資助言業務
を行わなければならないことを規定していることなどからすれば、
15 一審被告は、一審原告 [] に対し、信義則に基づき、契約上の
取引が開始された後においても、当該取引についての説明義務
を負うものというべきであり、一審原告らは、原審及び当審にお
いて、この点の主張をしているものと理解することができる。例
えば、引用に係る原判決の「事実及び理由」の第2の4(1)イ(イ)、
20 (オ)。

25 一審原告 [] の外国為替証拠金取引を見ると、別紙3のとおり、
同取引が行われた平成25年3月から平成30年9月までのうち
平成26年に約10か月の取引中断期間があったものの、それ以外の期間についてはおおむね頻繁に取引が行われていること、取
引再開後は米ドル／円以外にも取引銘柄が拡大されている（オーストラリアドル／円、ニュージーランドドル／円、英ポンド／円、
トルコリラ／円、米ドル／歐州ユーロ等）が、その際に一審被告
従業員らから改めて面談等による商品の詳細な説明がされてはい

ないこと、取引開始当初からかなりの頻度で両建てがされていること等が認められる。また、両建ては一時的に建玉の損益を固定して相場の成り行きを見るという取引の手法であり、一律にその有効性が否定されるものではないものの、手数料がより多額になるなどの問題があることから、一般には慎重に行うべきものであると解されるところ、一審原告 [] の外国為替証拠金取引における両建てが必ずしも慎重に検討された上でされたものとはうかがえず、むしろ、別紙3から明らかなように、相當に多額の手数料（約200万円）を含む差引損金（約533万円）を発生させていることが認められる。そして、一審原告 [] は、一審被告従業員が架電するタイミングで発注することが多かったこと、その他の連絡も一審原告 [] からするより一審被告従業員らからする方がはるかに多かったことがうかがえること（甲22、23、26参照）を併せ考慮すると、一審原告 [] は、一審被告従業員らの助言等の影響を相当受けて外国為替証拠金取引をしていたものと認めるのが相当である。

しかも、金融商品取引法38条9号、金融商品取引業等に関する内閣府令117条1項35号、商品先物取引法214条8号は、金融商品取引及び商品先物取引について、取引業者が顧客に対して両建てを勧誘することを禁止しているところ、これは、これらの取引においては、顧客の相場予想が当たっても当たらなくとも、取引業者は取引ごとに手数料収入を得ることができるという取引の利益構造や、顧客にとっての取引の危険性に照らして、取引業者が顧客の利益を軽視して手数料収入を得ようとするのを防止する趣旨であると解される。この趣旨からしても、一審被告としては、信義則に基づき、当初の取引開始前における説明義

務を負うことに加え、契約上の取引が開始された後においても、一審原告 [REDACTED] に対して両建ての仕組み、リスク等を十分に説明すべき義務を負うものと解するのが相当である。

そして、本件全証拠によつても、一審被告従業員らが、契約上の取引が開始された後に一審原告 [REDACTED] が両建て取引を含む頻繁な取引を行うに際し、その取引について十分な説明をしたことを見ゆるに足りない。そうすると、一審原告 [REDACTED] と一審被告との取引の経過、これにより発生した損失の額、上記のとおりの事情等にも照らして考えれば、一審被告には説明義務違反があるといふべきであり、その結果として一審原告 [REDACTED] が損失を受けたことについて責任を負うものということができる。

(2) 一審原告会社の外国為替証拠金取引

ア 一審原告会社の代表取締役は [REDACTED] であり、一審原告会社に係る外国為替証拠金取引は、専ら同社代表取締役である [REDACTED] を通じて行われていたものであるところ（前提事実(4)イ）、[REDACTED] について適合性原則違反が認められないのは前記(1)アのとおりであり、また、一審原告会社も相応の流動資産及び売上高を有する企業であったから（認定事実(1)）、同社に係る外国為替証拠金取引についても、適合性原則違反は認められない（かえって、一審原告会社は、税理士の勧めによって一審被告従業員らの勧誘によらず外国為替証拠金取引を開始している上、会社FX口座開設後約半年は取引をしていないから、同取引開始に当たって一審被告従業員らの影響があったとは認められない。認定事実(6)、(8)）。

また、前記(1)エ(ア)のとおり、一審原告 [REDACTED] の外国為替証拠金取引の開始時に一審被告従業員らの説明義務違反があったとはいえないことに加え、一審原告会社の外国為替証拠金取引開始時にも [REDACTED] に

対し相応の時間をかけて説明がされるなどしたこと（認定事実(6)、
15 (7))にも照らせば、上記取引開始時に一審被告従業員らに説明義務
違反があったということはできない。一任売買も、前記(1)ウと同様、
一審原告会社の外国為替証拠金取引についても認められない。

15 イ 次に、取引開始後の取引の場面等における一審被告従業員らの説
明義務違反等について検討する。

一審原告会社の外国為替証拠金取引についてみると、別紙4のど
おり、開始当初の時期を除けば多様な商品について頻繁に取引が行
われていること、そのうちかなりの頻度で両建てがされていること、
これにより、多額の手数料（約1676万円）を含む差引損金（約
2171万円）を発生させるなどしていることが認められるが、こ
れらの取引を行うに際して慎重な検討がされたことはうかがえない
こと、■は一審被告従業員らの助言等の影響を相当受けてこれら
の取引を行っていたものと認められること、一審被告従業員らは、
一審原告会社に対し、忠実に投資助言業務を行うべき義務を負うと
ともに、信義則上、契約上の取引開始後においても取引について十
分に説明すべき義務を負っていたこと、一審被告従業員らが■に
20 対してその取引について十分に説明したことを認めるに足りる証拠
はないこと等は、前記(1)エイの一審原告■に係る外国為替証拠金
取引の場合と同様である。そうすると、一審原告会社が上記のよう
な取引を行ったことについて、一審被告従業員らには説明義務違反
があり、これにより一審原告会社に多額の手数料及び売買損金を発
生させたことについて責任を負うものというべきである。

25 (3) 一審原告会社の商品先物取引

ア 適合性原則違反

後記のとおり、商品先物取引の方が外国為替証拠金取引に比べて

その取引の仕組みやリスクの理解、取引状況についての把握がやや難しいとはいえ、証拠金取引である点において共通しているところ、前記(2)アにおいて説示した点を踏まえると、一審原告会社が商品先物取引についての適合性についても、これを欠いていたとまでは認め難い。

イ 一任売買

本件における商品先物取引は、外国為替証拠金取引とは異なり、
███████████が一審被告従業員に対し電話で注文するものであるが、一審原告会社において、商品先物取引を一審被告従業員らに全て一任ないし実質的に一任していたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 新規委託者保護義務違反

商品先物取引は、その投機性の高さや、取引の仕組みやリスクの理解の難しさ等から、新規委託者を保護する必要性が認められるところ、一審被告において、取引開始から3か月以内は、建玉に用いることのできる証拠金の額を委託者が申告した投資可能金額の3分の1までと制限し、両建ても原則として禁止していたのは、前記(認定事実⑩)のとおりである。確かに、一審原告会社は、上記期間内に商品先物取引に係る証拠金を合計800万円入金し(本判決別紙3参照)、両建てをしているが、この点について、一審原告会社は、投資可能金額を5000万円(上記証拠金800万円の3倍以上である。)と申告しているほか、同年10月8日付けで両建てのメリット・デメリット等を理解しており、売買手法の一つとして行うことがある旨の申出書を一審被告に交付しているのである(認定事実⑪)。その他、本件商品先物取引の開始に当たり執られた手続にも照らせば、一審被告従業員らが新規委託者保護義務に違反する行為をしていたということはできない。

なお、一審原告会社の当時の流動資産や売上高（認定事実(1)）に照らすと、投機性の高い商品先物取引についての投資可能金額を5000万円とすることに合理性があるのか疑問もあること、一審原告会社が外国為替証拠金取引について当初取引予定金額を500万円以下と申告していたこと、一審被告従業員らが、一審原告らの外国為替証拠金取引での損失が大きくなっていたことから、その損失を取り戻すための手段として一審原告会社に商品先物取引を勧誘したものと認められること等の事情（認定事実(9)）が認められるが、これらを併せ考えたとしても、一審被告従業員らにおいて、新規委託者保護義務に違反したものとまでいふことはできない。

エ 説明義務違反又は過当頻繁売買及び無意味な特定売買

(ア) まず、一審原告会社の商品先物取引開始時における一審被告従業員らの説明義務違反の有無について検討するに、上記取引開始に当たり、一審被告従業員らが、約2時間 [] と面談し、「契約締結前交付書面」等の関係書類を交付するとともに、「事前説明確認書」等への記入を求めながら説明を行ったこと、その後、一審被告のコンプライアンス部の [] が、 [] に電話し、一審被告従業員らによる説明が十分であったか等を確認する手続を実施したこと、一審原告会社が商品先物取引を開始したのは上記 [] の確認から更に13日後のことであったことは前記認定（認定事実(10)ないし(12)）のとおりである。これらの諸事情に加え、前記のとおり、 [] が四年制大学を卒業し、一審原告会社を経営していたこと、一審原告らにおいて、商品先物取引と同じ証拠金取引である外国為替証拠金取引を、一審被告従業員らの助言等の影響を相当受けながらではあるものの、商品先物取引開始までに3年以上（一審原告 [] の取引中断期間を除いても約2年9か月）行って

いたことに照らせば、一審原告会社が商品先物取引を開始したのが一審被告従業員らの勧誘によるものであることや、[]による上記確認が形式的なものにとどまっており、[]が商品先物取引の仕組みやリスク等について十分に理解しているかを確認するような内容ではなかったこと（乙44参照）などの事情を踏まえても、一審被告従業員らによる上記説明が、それ自体注意義務違反を構成するほどに不適切・不十分なものであったとまでは認め難い。他に上記取引開始時における一審被告従業員らの説明義務違反を裏付ける事情を認めるに足りる証拠はない。

(イ) 次に、取引開始後の取引の場面等における一審被告従業員らの説明義務違反等について検討する。

一審原告会社の商品先物取引を見ると、別紙5のとおり、頻繁に取引が行われ、2年足らずの取引期間で手数料が合計約1740万円、これを含む差引損金も約105.6万円に達していること、新規委託者保護期間を含め、ほぼ常時両建てがされるなど、いわゆる特定売買が相当の頻度で繰り返されているが、両建てした後放置していた因果玉を仕切ったことにより取引終盤で一気に損金累計額が膨れ上がっているように、上記両建ての多用等に合理性は見いだし難いこと等を踏まえると、全体的に合理性を欠く取引であったものということができる。しかも、[]は、一審被告従業員らの助言等の影響を相当受けでこれらの取引を行っていたものと認められる（別紙5と通話履歴（甲26）を対比すれば分かるように、一審原告会社の商品先物取引は、一審被告従業員らが[]に架電した際に発注された例が多く、より直接的に一審被告従業員らの影響を受けていたことが認められる。）。

ところで、一審被告従業員らは、商品先物取引においても、顧

客である一審原告会社のために忠実に投資助言業務を行うべき義務を負っていたこと等は、一審原告らに係る外国為替証拠金取引と異なるところはないというべきであり（ただし、当該義務の根拠については信義則上のものと解される。）、一審被告が一審原告会社に対して個々の取引に際しても説明義務を負うものというべきである。そして、上記の事情にも照らせば、一審原告会社が上記のような合理性を欠く取引を行うに際して、一審被告従業員らは上記取引について十分な説明をしなかつた注意義務違反があり、これにより一審原告会社に売買益金を大きく上回る多額の手数料を発生させたものというべきである。

(4) 以上によれば、本件各取引について一審被告従業員らの説明義務違反が認められる。そして、一審被告従業員らの上記不法行為が一審被告の事業の執行としてされたものであることは明らかであるから、一審被告は、民法715条1項に基づき、一審被告従業員らの使用者として一審原告らに対し不法行為責任を負う（なお、一審原告らは、一審被告は固有の不法行為責任（民法709条）を負う旨も主張するが、一審被告の固有の不法行為責任が認められたとしても、民法715条1項に基づく不法行為責任を上回る損害額が認容されるものとは解されない。）。

セ 33頁12行目の「の全額が」から13行目末尾までを「が、一審被告従業員らの不法行為によって一審原告らそれぞれに生じた損害であると認めることができる。」に改める。

ソ 34頁10行目の「外国為替証拠金取引」から11行目から12行目にかけての「あったこと」までを「商品先物取引の方が外国為替証拠金取引に比べてその取引の仕組みやリスクの理解、取引状況についての把握がやや難しいこと、それにもかかわらず、一審被告従業員らが一審原告らの外

5 国為替証拠金取引での損失を取り戻すための手段として一審原告会社に商品先物取引を勧誘したこと、一審原告会社は商品先物取引においてより直接的に一審被告従業員らの影響を受けていたことがうかがわれるところ、一審原告会社の商品先物取引においては合理性を見いだし難い両建て等が多用されており、一審被告従業員らの説明義務違反の程度が重いと解されること」に改める。

10 (2) 当審における一審被告の主張に対する判断

15 一審被告は、要旨、①一審被告従業員らには説明義務違反はなく、また、
20 ②過失相殺は、外国為替証拠金取引については一審原告 [] の取引と一審原
告会社の取引を分けて検討すべきであること、商品先物取引については外国
25 為替証拠金取引と仕組みやリスクの理解は異なることや [] が外国為替
証拠金取引の経験者であることを過失割合に大幅に反映させるべき旨を主張
する。

30 しかし、①については、一審被告従業員らに本件各取引開始時における説
明義務違反は認められないものの、その後の取引の過程において説明義務違
反があることは補正の上引用した原判決において認定説示したとおりであ
り、一審被告が不法行為責任を免れる理由にはならない。

35 他方、②のうち、一審原告 [] と一審原告会社とで過失割合を分けて検討
すべきであるとの主張については、一審被告従業員らの説明義務違反の内容、
個人及び一審原告会社の代表者として外国為替証拠金取引を行っていた一審
原告 [] の落ち度の内容等の関連する事情において、過失割合を別異に評価
すべき根拠を見いだし難いことからすると、上記主張を採用することはでき
ない。また、商品先物取引について外国為替証拠金取引と仕組みやリスクの
理解は異なることや [] が外国為替証拠金取引の経験者であることを過
失割合に大幅に反映させるべきとの主張については、補正の上引用した原判
決において説示したとおり、商品先物取引の方が外国為替証拠金取引に比べ

てその取引の仕組みやリスクの理解、取引状況についての把握がやや難しいこと、それにもかかわらず、一審被告従業員らが一審原告らの外国為替証拠金取引での損失を取り戻すための手段として一審原告会社に商品先物取引を勧誘したこと、一審原告会社は商品先物取引においてより直接的に一審被告従業員らの影響を受けていたことが認められるところ、一審原告会社の商品先物取引においては合理性を見いだし難い両建て等が多用されており、一審被告従業員らの説明義務違反の程度が重いと解されること等の事情を踏まえると、一審原告会社の商品先物取引についての過失割合は、一審原告らの外国為替証拠金取引についての過失割合と比較すればより低いものというべきである。この点に係る一審被告の主張も採用することができない。

(3) 当審における一審原告らの主張に対する判断

ア 本件各取引の違法性について

一審原告らは、一審被告従業員らは故意に手数料稼ぎを目的として両建てを多用するなどしてきた等として、本件各取引において過失相殺をすべき理由はない旨を主張するところ、一審原告らが本件各取引において両建てを多用するなど合理性のない取引をしてきたことについて、一審被告従業員らに説明義務違反が認められることは、補正の上引用した原判決において認定説示したとおりである。しかし、一審被告従業員らが殊更に誤った事実を一審原告らに対して説明した事実や、一審被告従業員らが一審原告らに対して両建てや過当売買によって生じる手数料負担のリスクについて不正確な理解をさせることによって手数料を稼ぐことを目論んだという事実を認めるに足りる証拠はない。

なお、前記認定事実及び後掲の証拠によれば、一審原告 [] が一審被告従業員らから説明を受け、交付を受けた外国為替証拠金取引の重要事項説明書（乙5及び乙12の各最終頁）の「コスト」の欄には、「売買手数料は1取引単位当たり片道1050円（消費税込）が最大でかかります。ま

た、反対売買時に既存の建玉を決済しないで両建てを選択した場合、建玉を減じる際には特別約定（建玉整理）の手数料若しくは通常の手数料がそれぞれ徴収されますので、お客様にとって手数料の負担が増すことになります。」と記載されていること、■が一審被告従業員らから説明を受け、交付を受けた商品先物取引に係る契約締結前交付書面（乙38）7頁の「手数料」の欄には、「原則として、仕切り注文の成立時に新規、仕切の手数料を預り証拠金から差し引きます。」と記載されていることに加え、委託手数料金額一覧についても説明を受けて資料の交付を受けたこと（乙41）、■は、一審被告との間で商品先物取引を開始するに際し、「両建てについてのメリット・デメリットともに理解しております。」などと記載した書面を一審被告に対して交付したこと、認定事実(5)のとおり、■の退職後、一審原告■の外国為替証拠金取引について一審被告従業員らから積極的に取引の勧誘がなく、いったん取引が中断されたという経過があること等の事実を認めることができる。これらについては、一審被告従業員らが一審原告らに取引のリスクについて不正確な理解をさせることによって手数料を稼ぐことを目論んだということの推認を妨げる事実に当たるものというべきである。

イ 過失相殺について

一審原告らは、約定金額が多額になる証拠金取引において個別取引の手数料額に意を払うことは事実上困難であること、故意に手数料稼ぎを目的として両建てを多用するなどしてきた一審被告との関係において過失相殺をすることは公平の見地から許されべきではないこと、一審原告らは一審被告従業員らの勧めに従って一定期間取引をしただけであるから、一審原告らの落ち度とはいえないこと等を根拠にして、過失相殺をすべきではない旨主張する。

しかし、一審原告■は、外国為替証拠金取引及び商品先物取引につい

て、それらをすることにより損失が発生する可能性があること、そして、取引により一審被告に対して支払うべき手数料が発生することを理解していたものであること（一審原告 [] 本人・30、33、34頁等、弁論の全趣旨）、一審原告 [] において、上記取引の内容や手数料の額について不明な点があれば、一審被告に説明を求めたり、問い合わせたりするなどして情報を入手することができたこと、一審原告 [] は、四年制大学を卒業し、観光業等の事業をする会社を経営している者であるが（前記前提事実(1)ア、イ及び認定事実(1)）、一審被告との間で、前記アで述べたとおりの書面のやりとりをしていること、その他の事情にも照らして考えれば、本件で一審原告方に損失が生じたことについて一審原告方に落ち度があることを否定することはできない。

したがって、一審原告らの上記主張は採用の限りではない。

(4) 一審原告ら及び一審被告のその他の主張も、いずれも理由がないか、上記認定判断を左右するに足るものではない。

2 よって、原判決は相当であり、一審原告ら及び一審被告の各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

20 裁判長裁判官

高 橋 譲
高 橋 譲

25 裁判官

有 賀 直 栃

東京高等裁判所

有 賀 直 樹

裁判官

下 嶋 崇

下嶋崇



5

東京高等裁判所

出入金一覧表(原告[REDACTED], 外国為替証拠金取引)

No.	日付	入金	出金	差し引き入金額
1	2013/3/19	¥1,000,000		¥1,000,000
2	2013/4/30		¥200,000	¥800,000
3	2013/5/17	¥1,000,000		¥1,800,000
4	2013/6/6	¥500,000		¥2,300,000
5	2013/6/7	¥800,000		¥3,100,000
6	2015/1/6	¥14,472		¥3,114,472
7	2015/1/23	¥1,000,000		¥4,114,472
8	2015/2/3	¥23,112		¥4,137,584
9	2015/4/2	¥31,536		¥4,169,120
10	2015/5/7	¥12,744		¥4,181,864
11	2015/8/4	¥5,184		¥4,187,048
12	2015/9/2	¥2,160		¥4,189,208
13	2016/2/2	¥3,456		¥4,192,664
14	2016/5/12	¥240,000		¥4,432,664
15	2016/6/2	¥2,160		¥4,434,824
16	2016/6/29	¥150,000		¥4,584,824
17	2016/7/21	¥500,000		¥5,084,824
18	2016/8/2	¥2,160		¥5,086,984
19	2016/9/2	¥2,160		¥5,089,144
20	2016/11/10	¥700,000		¥5,789,144
21	2017/1/5	¥12,528		¥5,801,672
22	2017/2/2	¥12,528		¥5,814,200
23	2017/9/4	¥4,320		¥5,818,520
24	2017/11/2	¥216		¥5,818,736
25	2018/2/2	¥1,512		¥5,820,248
26	2018/3/2	¥7,344		¥5,827,592
27	2018/4/3	¥9,504		¥5,837,096
28	2018/5/2	¥2,592		¥5,839,688
29	2018/9/11		¥508,199	¥5,331,489
合計		¥6,039,688	¥708,199	¥5,331,489
キャッシュバック		¥149,688		
実入金額		¥5,890,000		
損害金			¥5,181,801	

クイック入金

キャッシュバック

口座入金

キャッシュバック

キャッシュバック

キャッシュバック

キャッシュバック

キャッシュバック

キャッシュバック

口座入金

キャッシュバック

キャッシュバック

口座入金

キャッシュバック

キャッシュバック

口座入金

キャッシュバック

出入金一覧表(原告会社、外国為替証拠金取引)

No.	日付	入金	出金	差し引き入金額	
1	2015/8/11	¥2,000,000		¥2,000,000	口座入金
2	2015/9/2	¥2,160		¥2,002,160	キャッシュバック
3	2016/2/2	¥2,160		¥2,004,320	キャッシュバック
4	2016/5/11	¥160,000		¥2,164,320	口座入金
5	2016/6/2	¥2,160		¥2,166,480	キャッシュバック
6	2016/6/29	¥80,000		¥2,246,480	口座入金
7	2016/7/4	¥2,160		¥2,248,640	キャッシュバック
8	2016/7/12	¥370,000		¥2,618,640	口座入金
9	2016/8/2	¥2,160		¥2,620,800	キャッシュバック
10	2016/8/29	¥7,000,000		¥9,620,800	口座入金
11	2016/9/2	¥82,944		¥9,703,744	キャッシュバック
12	2016/9/5	¥5,000,000		¥14,703,744	口座入金
13	2016/10/4	¥720,252		¥15,423,996	キャッシュバック
14	2016/11/2	¥494,640		¥15,918,636	キャッシュバック
15	2016/11/8	¥1,800,000		¥17,718,636	口座入金
16	2016/12/2	¥812,160		¥18,530,796	キャッシュバック
17	2017/1/5	¥145,800		¥18,676,596	キャッシュバック
18	2017/2/2	¥115,560		¥18,792,156	キャッシュバック
19	2017/2/7	¥1,500,000		¥20,292,156	口座入金
20	2017/3/2	¥17,496		¥20,309,652	キャッシュバック
21	2017/4/4	¥49,680		¥20,359,332	キャッシュバック
22	2017/5/2	¥15,120		¥20,374,452	キャッシュバック
23	2017/6/2	¥69,120		¥20,443,572	キャッシュバック
24	2017/7/4	¥85,320		¥20,528,892	キャッシュバック
25	2017/8/2	¥151,200		¥20,680,092	キャッシュバック
26	2017/9/4	¥111,024		¥20,791,116	キャッシュバック
27	2017/9/27		¥200,000	¥20,591,116	
28	2017/10/3	¥58,104		¥20,649,220	キャッシュバック
29	2017/11/2	¥70,848		¥20,720,068	キャッシュバック
30	2017/11/21	¥500,000		¥21,220,068	口座入金
31	2017/11/22	¥700,000		¥21,920,068	口座入金
32	2017/12/4	¥73,872		¥21,993,940	キャッシュバック
33	2017/12/28		¥1,200,000	¥20,793,940	
34	2018/1/5	¥36,720		¥20,830,660	キャッシュバック
35	2018/2/2	¥230,040		¥21,060,700	キャッシュバック
36	2018/2/15	¥500,000		¥21,560,700	口座入金
37	2018/2/16	¥200,000		¥21,760,700	口座入金
38	2018/3/2	¥118,800		¥21,879,500	キャッシュバック

No.	日付	入金	出金	差し引き入金額	
39	2018/4/3	¥158,760		¥22,038,260	キャッシュバック
40	2018/5/2	¥25,920		¥22,064,180	キャッシュバック
41	2018/5/23	¥800,000		¥22,864,180	口座入金
42	2018/6/4	¥51,840		¥22,916,020	キャッシュバック
43	2018/7/3	¥73,656		¥22,989,676	キャッシュバック
44	2018/8/2	¥25,920		¥23,015,596	キャッシュバック
45	2018/8/20		¥1,299,559	¥21,716,037	
46	2018/9/4	¥34,128		¥21,750,165	キャッシュバック
47	2018/9/11		¥34,128	¥21,716,037	
合計		¥24,449,724	¥2,733,687	¥21,716,037	
キャッシュバック		¥3,839,724			
実入金額		¥20,610,000			
損害金			¥17,876,313		

出入金一覧表(原告会社、商品先物取引)

No.	日付	入金	出金	差し引き入金額	摘要
1	2016/10/20	¥2,000,000		¥2,000,000	証拠金入金
2	2016/11/1	¥6,000,000		¥8,000,000	証拠金入金
3	2017/2/6	¥1,500,000		¥9,500,000	
4	2017/2/7		¥1,500,000	¥8,000,000	Y24へ振替
5	2017/6/6	¥100,000		¥8,100,000	
6	2017/9/27	¥200,000		¥8,300,000	Y24より振替
7	2017/11/21	¥500,000		¥8,800,000	証拠金入金
8	2017/11/21		¥500,000	¥8,300,000	Y24へ振替
9	2017/12/18	¥100,000		¥8,400,000	証拠金入金
10	2018/2/15	¥500,000		¥8,900,000	
11	2018/3/2	¥100,000		¥9,000,000	証拠金入金
12	2018/3/5	¥100,000		¥9,100,000	
13	2018/3/19	¥300,000		¥9,400,000	
14	2018/3/20	¥300,000		¥9,700,000	
15	2018/6/20	¥300,000		¥10,000,000	
16	2018/6/21	¥300,000		¥10,300,000	
17	2018/6/29	¥100,000		¥10,400,000	
18	2018/7/18	¥300,000		¥10,700,000	
19	2018/8/20	¥1,299,559		¥11,999,559	Y24より振替
20	2018/9/11		¥1,401,659	¥10,597,900	
合計		¥13,999,559	¥3,401,659	¥10,597,900	
損害金			¥10,597,900		

これは正本である。

令和4年9月15日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 鈴木哲雄